

# Japan tax alert

EY税理士法人

## ドイツ議会で複数の税制法案が進展中

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

### エグゼクティブサマリー

過去数週間にわたり、ドイツ議会(Bundestag)ではいくつかの税制関連法案が前進しました。主な法案には次が含まれます。(i) 欧州連合(EU)の租税回避防止指令の実施、(ii) パートナーシップに対するチェック・ザ・ボックス・ルールの導入、(iii) 不動産譲渡税法の改正、(iv) 源泉徴収税規則の全般的な見直しです。

具体的な措置には、以下のものがあります。

- ▶ 2021年5月21日、連邦議会は、ハイブリッド防止ルールを含むドイツの「EU租税回避防止指令実施法」に合意しました。EU租税回避防止指令は、2016年7月12日の理事会指令2016/1164および2017年5月29日の理事会指令2017/952で定められており、それぞれATAD I、IIと呼ばれています。連邦参議院(Bundesrat)の承認は2021年6月25日に予定されています。
- ▶ 同会期中の2021年5月21日、連邦議会は、長年議論されてきた法人課税の改革を採択し、商業パートナーシップの税務上の事業体分類について「チェック・ザ・ボックス」システムを導入しました。この連邦参議院の承認も2021年6月25日に予定されています。
- ▶ 2021年5月5日、連邦議会は、ドイツにおける資本投資およびロイヤルティからの所得に関する源泉徴収税(WHT)手続きの改訂に関する法律案を採択しました。連邦参議院の承認は2021年5月28日の予定です。
- ▶ 長年議論されてきた不動産譲渡税法の改革は、2021年4月21日に連邦議会で採択されました。連邦参議院は2021年5月7日にこの法案を承認しました。したがって、新しい措置は新法に基づき2021年7月1日に施行されます。

## 詳細解説

### ATAD(租税回避防止指令)実施法

前述の通り、連邦議会は2021年5月21日にこの法案を可決し、連邦参議院(Bundesrat)の承認は2021年6月25日に予定されています。ATADに沿って、法案ではいくつかの変更が行われます。主な措置は以下の通りです。

- ▶ 広範囲にわたる一般的なハイブリッド防止ルール(所得税法第4K条)の導入。これは、概ねOECD<sup>1</sup>の行動2の提案とATAD IおよびIIの規定に基づいています。
- ▶ リバース・ハイブリッド・ミスマッチ・ルールの国内導入(所得税法第49条第1項の11)。
- ▶ 国境を越えた資産移転の課税/出口課税。
- ▶ 個人に対する出口課税に関する重要な変更(外国税法第6条)および、ドイツの外国子会社合算税制(CFC)規則についても重要な変更があります。CFC規則にはいわゆる「高税率除外」の基準となる現在の実効税率25%に対し期待されていた引き下げや、営業税の税額控除メカニズムは含まれていません。

当初提案され、議論されていたクロスボーダー会社間資金調達規則は、政府草案では削除され、連邦議会でも再び盛り込まれていません。

一部の条項を除き、この措置は原則として2022年1月1日に発効します。ハイブリッド防止ルールは、特定の例外が適用されない限り、一般的に2019年12月31日以降に発生した費用に遡及的に適用されます。

2021年に立法手続きが開始され、2021年に法律が制定される予定であるため、2020年の課税期間への適用は、既に終了した課税年度に対する遡及的な変更であり、裁判所がATADに照らしてこの遡及をどの程度認めると判断するかが注目されています。詳細については、連邦議会で採択されたバージョンと基本的に同じ内容の政府案に関する[EY Global Tax Alert](#)をご参照ください。

### パートナーシップの「チェック・ザ・ボックス」選択の導入、およびさらなる変更

連邦議会は2021年5月21日、長年議論されてきた法人課税の改革案を採択しました。この法案は基本的に、税務上の事業体分類に関する「チェック・ザ・ボックス」システムを導入するものです。この提案によると、商業パートナーシップ(ドイツではKGまたはOHGであるが、事実上の(デファクト)パートナーシップではない)は、所得税上、法人として扱われることを選択することができます。

法案にはさらなる措置も含まれています。ドイツ組織再編成税法は、さらにグローバル化されることになります。また、オルガンシャフト・グループの会計・税務の差異を反映するために、いわゆる「みなし出資ルール」が導入されます。さらに、株主貸付金に関連する為替変動による損失は、費用として損金算入できることになります。すべての措置は2022年1月1日に発効します。

連邦参議院の承認は2021年6月25日に予定されています。詳細については、法案の政府草案に関する[EY Global Tax Alert](#)をご参照ください。

## 源泉所得税の軽減措置の現代化と様々な追加事項に関する法律

2021年5月5日、連邦議会は、ドイツにおける資本投資による所得(すなわち、配当と利子)およびロイヤリティに関する源泉税手続きの改訂を提案する法律草案に合意しました。本法は、2021年1月20日付の政府草案に基づいていますが、いくつかの変更、追加、削除が含まれています。具体的には、法律には、ドイツのトリーティー・ショッピング(条約漁り)防止規定(所得税法第50d条第3項)の改正案と、源泉税の管理およびその救済の枠組みが依然として含まれています。これらの変更は、既存の保有構造に大きな影響を与える可能性があるため、その影響を慎重に検討する必要があります。

当初提案されていた移転価格規定の改正(独立企業間原則の法的定義に関する規定、価格調整条項および事前価確認制度(APA)に関する規定)は、ドイツATAD実施法の草案から切り離され、源泉税救済の改訂に関する法案に移されました。

連邦参議院の承認は2021年5月28日の予定です。詳細については、法案の政府草案に関する[EY Global Tax Alert](#)をご参照ください。

## 株式取引に関するドイツ連邦議会の合意

2021年5月7日の連邦参議院の承認により、ドイツの不動産譲渡税(RET)法の変更案が可決されました。したがって、新しい規則は2021年7月1日に発効します。

連邦議会で合意された法案の内容は、2019年7月19日の政府草案とほぼ同様で、主な内容は以下の通りです。

- 他の関連するRET条項においても、RETのトリガーとなる株式譲渡に関する閾値を95%から90%に全般的に引き下げます。
- RET法の新規定第1条パラ2bの導入、これはパートナーシップのためのRET法規定第1条パラ2aと同様に機能します。この新規定によると、10年以内に会社の株式の90%以上を直接または間接的に新しい株主に譲渡した場合、その会社が所有するドイツの不動産に対するRETが発動されます。このルールは、一般的に2021年7月1日以降の譲渡に適用されます(つまり、この日以降の譲渡はすべて考慮されます)。
- また、パートナーシップの考慮対象期間も5年から10年に延長されます。
- 当初の草案と比べて注目すべき変更は、上場条項の導入です。新しい規則では、企業の株式の特定の譲渡は考慮されません。具体的には、本規則は、ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)第2条第11項に基づき、ドイツ、EUの他の加盟国または欧州経済領域に関する協定の他の締約国で運営されている組織的な市場で株式の取引が認められている法人、または指令2014/65/EUの第25条(4)(a)に基づき欧州委員会が同等と宣言した第三国の取引所で株式の取引が認められている法人には適用されません。

## 巻末注

- 経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

太田 光範  
Lars Dahlen  
Gerald Lies

アソシエートパートナー  
エグゼクティブディレクター  
シニアマネージャー

mitsunori.ota@ey.com  
lars.dahlen1@ey.com  
gerald.lies1@ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人  
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーのファームを指し、各メンバーのファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーのファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはできません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーのファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja\_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210603

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーのファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)